

研修医の論文執筆に対する支援要綱（案）

一般社団法人沖縄県立中部病院研修医同窓会

（目的）

第1条 この要綱は、一般社団法人沖縄県立中部病院研修医同窓会（以下「同窓会」という。）が、沖縄県立中部病院（以下「中部病院」という。）に勤務する研修医（以下「研修医」という。）の学術活動の推進を目的として、研修医の論文執筆に対する支援について、必要な事項を定める。

（支援対象）

第2条 支援対象となる医師は、原則、次の要件を満たす医師とする。

- （1）同窓会会員及び加入意向のある医師
- （2）卒後6年目以下の医師
- （3）過去に沖縄県医学会において発表したことがある医師

2 ただし、令和6年度までは、前項の（3）は適用しない。

（支援対象論文）

第3条 支援対象となる論文は、次の（1）及び（2）を満たす論文とする。

- （1）中部病院所属として執筆する査読あり論文
- （2）掲載によって報酬が発生しない論文

（支援対象期間）

第4条 一年度ごとの支援対象となる期間は、当該年度の前年度1月から当該年度12月までに掲載が決定した論文とする。

（支援金額）

第5条 助成金額は、同窓会の年度予算の範囲内で以下のとおりとする。

英語論文執筆(Original article)	1件10万円以内
英語論文執筆(Case Report)	1件5万円以内
英語論文執筆(その他 letter 等)	1件5万円以内
和文論文執筆(Original article)	1件5万円以内
和文論文執筆(Case Report)	1件3万円以内
和文論文執筆(その他 letter 等)	1件3万円以内

（申請）

第6条 支援を申請する者は、様式1号により同窓会あて申請を行うものとする。

2 様式1号と共に、掲載決定を証明する書類等を添えるものとする。

(支援金の支払い)

第7条 同窓会は、申請のあった者の資格等の審査及び年度予算の状況を勘案し、支援の可否を決定する。

2 支援金の支払いは、原則、年度内の3月とする。

(事務の取り扱い)

第8条 本要綱に係る事務の取扱いは、別に定める。

(附則)

この要綱は、令和5年12月14日より適用する。

論文執筆支援申請書

1. 申請日 : _____
2. 申請者氏名 : _____ e-mail : _____
3. 診療科 : _____
4. 主指導医名 : _____
5. 卒後年次 : _____
6. 論文名及び掲載雑誌名 論文名 : _____
雑誌名 : _____
7. 振込口座情報
銀行名 : _____ 支店名 : _____
口座名義 (カタカナ) : _____
口座番号 : _____
8. 同窓会入会意向等 (要チェック)
 同窓会入会済み 同窓会入会を希望する
9. 該当要件 (要チェック)
 英語論文執筆 (Original article)
 英語論文執筆 (Case Report)
 英語論文執筆 (その他 letter 等)
 和文論文執筆 (Original article)
 和文論文執筆 (Case Report)
 和文論文執筆 (その他 letter 等)
10. 留意事項 (要チェック)
同窓会理事会の審査を経ての支払いになります。場合によっては不支給となる可能性がありますので、ご了承ください。
 了承した

研修医の論文執筆に対する支援に係る事務取扱要領

一般社団法人沖縄県立中部病院研修医同窓会

本要領は、要綱第8条に定める事務の取り扱いを定める。

1. 申請から支援金支給までの取り扱い

申請者からの申請及び支援金支給までの取り扱いは、別表1のとおりとする。

2. 支援の可否及び支援金額の決定

本要領に則り、支援の可否及び支援金額は同窓会理事会で決定する。

3. 附則

本要領は、令和5年12月14日より適用する。

別表1

